（記載上の注意）

1　株式会社商工組合中央金庫が、会計参与との間で補償契約を締結している場合に記載すること。

2　「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ　補償契約の履行等に関する事項

会計参与の氏名又は名称	補償契約の履行等に関する事項

（記載上の注意）

1　会計参与は、株式会社商工組合中央金庫との間で補償契約を締結し又は締結していた会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。

2　「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

①　補償契約に基づき当該会計参与に対して会社法第430条の２第１項第１号に掲げる費用を補償した株式会社商工組合中央金庫が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨

②　当該事業年度において、株式会社商工組合中央金庫が当該会計参与に対して補償契約に基づき会社法第430条の２第１項第２号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

11　［略］

11　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。